

SERA

一般社団法人システムズエンジニアリング研究会

情報管理規程

第1章 総則

第1条(目的)本規程は、一般社団法人システムズエンジニアリング研究会(以下、「当法人」という。)における秘密情報の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義) 本規程において、「知的財産情報」とは、下記のものとし、紙媒体のみによらず電子媒体をも含むものとする。

(1)当法人内で議論された内容を記載した書類、議事録等、成果内容を含む電話、電子メール、ファクシミリ等

(2)当法人内で議論された成果をまとめた報告書類

(3)出願公開前の発明等の内容を記載した資料、出願書類等

2 本規程において、「秘密情報」とは、理事会、運営委員会、ワーキンググループ内の審議において、その構成員が口頭で開示するすべての情報をいう。

3 本規程において、「発明等」とは、知的財産管理規程第2条2号に定義するものをいう。

第2章 秘密保持

第3条(秘密保持義務) 理事、運営委員会およびWGの構成員、その他の幹事会員、正会員、準会員、学会会員(以下、「会員」とい

う。)で当法人において業務に従事する者は、業務上知りえた秘密情報について、本業務期間中および本業務の終了後3年間の秘密保持義務を負う。

2 退会又は除名された会員であっても、前項の秘密保持義務を免れない。

3 理事、運営委員会および WG 構成員、その他の会員で当法人において業務に従事する

者は、秘密保持義務のある知的財産情報を、当法人外へいかなる手段を用いても開示・漏洩してはならない。ただし、秘密情報が次の各号の場合にあるときはこの限りではない。

(1) 当法人が開示を行った場合。なお、不特定多数への開示を行っていない場合には、被開示者以外には開示・漏洩してはならない。

(2) 当法人から事前に書面による同意を得て開示する場合

(3) 情報の開示があった時既に情報が公知となっている場合

(4) 情報の開示があった後に自己の責によらずして情報が公知となった場合

(5) 情報を相手方から知得する前に既に自らが所有していたことを証明できる場合

(6) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に情報を知得したことを証明できる場合

(7) 当法人から開示を受けた情報によらずして独自に開発したことを証明できる場合

第 4 条(権利の喪失等) 会員は、秘密情報を利用するに当たり、本規程に定める事項又は秘密保持に関して定める 他の規程あるい

は基準・規則に違反し、当法人より期限を定めて是正を要求するもこれを履行しない時は、秘密情報の利用についての一切の権利あるいは資格を失う。

2 会員は、前項に違反した結果、当法人に損害を与えたときは、これを賠償する義務を負う。

第3章 附 則

第5条(施行)本規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。